

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第258号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「320円」を「380円」に、「3,200円」を「3,800円」に、「6,400円」を「7,600円」に、「590円」を「650円」に、「260円」を「310円」に、「160円」を「140円」に、「210円」を「250円」に、「380円」を「420円」に、「3,800円」を「4,200円」に、「7,600円」を「8,400円」に、「680円」を「750円」に、「又は療育手帳A1」を「療育手帳A1」に改め、「A2」の次に「又は精神障害者保健福祉手帳」を加え、同表備考に次の1号を加える。

- 8 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったこと及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が介助者と家族浴室を使用する場合の使用料を定めることから、本条例の所要の改正をしようとするものである。